

神奈川県監査委員公表第6号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

神奈川県監査委員 大竹 准一
 同 吉川 知恵子
 同 中家 華江
 同 柳下 剛
 同 斉藤 たかみ

1 措置の対象となった監査の結果

令和7年10月8日神奈川県監査委員公表第17号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議政局、教育委員会、人事委員会及び公安委員会を除く87か所（既報告の14か所を除く。）に係る133事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和7年8月26日（令和7年7月7日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度かながわSDGsパートナー管理システム保守業務委託契約（契約額3,451,800円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月1日に締結していた。	不適切事項については、担当者のスケジュール管理が不十分であったことに加え、新年度の契約業務と前年度の執行業務が集中したことで、契約締結期限の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員でスケジュールを共有し、契約締結期限の確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
政策部情報公開広聴課	令和7年8月26日（令和7年7月17日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年9月分の「わたしの提案」後納郵便料6,688円について、支払期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有することを徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
横須賀三浦地域県政総合センター	令和7年4月23日及び同年9月9日（令和7年2月21日及び同月25日から同月27日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額1,940円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）環境費雑入とすべきところ、（款）使用料及び手数料（項）使用料（目）環境使用料（節）自然保護費使用料で収入していた。</p> <p>2 契約事務において、令和6年度農村振興総合整備事業（公共）諸磯小網代地区畑地かんがい施設・農道工事契約（契約額27,980,040円）について、県土整備局長通知に反し、予定価格が250万円を超える入札であったにもかかわらず、入札・契約情報等を公表していなかった。</p> <p>3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 第一種電柱2本及び支線1条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和6年9月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額206,620円のうち153,525円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p> <p>(2) 三浦市に対する普通財産（城ヶ島駐車場、12,115.48㎡）の貸付けに当たり、三浦市から転貸された商工会議所が同団体の事業に使用しており、三浦市が公用又は公共用に使用しているとは認められないため、普通</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、収入科目の確認が不十分であったことによるものであり、令和7年4月16日に収入科目の更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、契約相手方の決定後、担当者がシステム入力を失念したこと及び複数職員による確認が不十分であったことによるものであり、令和7年2月21日に入札・契約情報等の公表を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、入札結果公表の伺い文書にシステムから出力した「入札結果登録画面」を添付して、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 行政財産の使用許可については、電柱の設置場所が広大な県有緑地の一部であり、業務で日常的に職員が立ち入る土地ではないことから、事業者の申請漏れを把握することができなかったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、主要な電柱設置事業者に対し、施設の設置状況及び申請状況の確認を徹底するよう文書で指導することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 普通財産の貸付けについては、令和4年度に全額減免から5割減免に変更する際、制度を所管する総務局財産経営</p>

		<p>財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準第3条では、貸付料の減額ができないにもかかわらず、令和4年度から同条に基づき減額して貸し付けており、令和6年度において貸付料2,575,995円を減額していた。</p>	<p>部財産経営課とのやり取りの中で、根拠条文の確認が不十分だったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、取扱いを変更する際には根拠条文を確実に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県 中央地域県政 総合センタ ー</p>	<p>令和7年4月 24日（令和7 年2月17日か ら同月20日ま で職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、令和6年度厚木合同庁舎自動火災報知器設備改修工事請負契約（契約額15,620,000円）の締結に当たり、契約書に定める契約の保証を付すことなく契約を行っていた。また、神奈川県財務規則の規定に基づき、契約書に契約保証金額を記載すべきところ、これを記載していなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、第一種電柱1本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和6年7月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額83,034円のうち58,692円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p> <p>また、昭和36年4月に設置した橋梁及び平成15年4月に設置したケーブルトラス橋に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和6年10月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額のうち、157,510円は徴収したものの、平成26年11月7日以前の使用料相当額が事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、契約締結伺い決裁後に担当者が実際の契約書の作成を行うが、その際、契約保証欄への記載を失念したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約締結伺い決裁時に契約の保証について記載し、また、契約書取り交わし時に複数職員で確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、所属が多数管理している行政財産に対し、所属が進めている許可申請が必要な施設の存在有無の確認に特化した踏査の過程において使用許可漏れを発見したが、設置から10年以上経過していたため、消滅時効援用により使用料相当額全額を徴収できなかったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、引き続き、許可申請が必要な施設が存在しないかを水路パトロールを行うとともに、許可申請が必要な施設の存在有無の確認に特化した踏査を実施し、使用許可に関する相談時に周辺の土地改良財産に係る再検証を徹底するなど、現地確認や資料調査を進めることにより、未許可で設置されている電柱等の早期発見に努め、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和7年8月26日（令和7年6月30日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、供用自動車等の車検・法定点検整備業務委託に係る令和6年4月分の委託料ほか2件（支払額計494,902円）について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。また、議場多目的傍聴室設置工事監理業務委託に係る委託料1件、472,857円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、書類管理が適切に行われていなかったこと及び支払期限の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、改めて書類管理を徹底するほか、支払期限を総務室の複数担当者で確認するとともに、総務室内で政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限について正しい理解を徹底する。また、会計管理システムに新たに設定された処理期限日の表示機能を活用し、遅滞なく決裁を完了するとともに、システム上の処理状況について、担当者だけでなく決裁者においても確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
デジタル戦略本部室	令和7年8月26日（令和7年7月4日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、Microsoft365クラウドサービス接続環境構築及び保守業務委託契約（契約額220,852,500円）について、受託者による第三者への再委託に当たり、契約で定められた書面による事前の承認を行っていなかった。	不適切事項については、業務多忙により再委託の承認に係る事務処理を失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、履行確認管理表の運用を強化し、各担当者の処理状況の入力と事業所管グループリーダーによる確認を徹底するとともに、入力漏れがないよう注意喚起をすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
組織人材部職員厚生課	令和7年8月26日（令和7年7月2日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、令和5年に支給した恩給及び退職年金15件、14,792,732円について、公的年金等支払報告書を地方税法に定められた期限までに受給者が在住する市区町村の長に提出していなかった。また、このうち4件、1,714,632円について、源泉徴収票を受給者に交付すべきところ、年収60万円以下の者は不要であると誤認したため、所得税法に定められた期限までに交付していなかった。	不適切事項については、担当者が令和5年度税制改正の適用時期及び内容を誤認したことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働かなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、源泉徴収事務において、前年度と異なる処理を行う際には、起案文書に改正内容を明記し、根拠資料を添付の上、決裁過程において複数の職員で確認することにより再発防止に取り組み、適正な

			事務執行に努める。
組織人材部 文書課	令和7年8月 26日（令和7 年7月3日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年 度知的障害者文書集配等運營業 務委託契約（契約額16,397,263 円）に係る令和6年5月分の概 算払額1,366,438円の支払につ いて、契約で定められた期日ま でに支払を行っていなかった。	不適切事項については、担当 者が他に履行確認をしている支 払業務は月末締めで実施してい たことから、当該契約も同様と 誤認したことによるものである。 また、当該契約の支払期限が 毎月20日までの概算払である ことをグループ内で共有できて いなかったことによるものである。 今後は、このようなことがない よう、課内で作成している進行 管理表に支払手続状況を入力し 、本件は支払期限が毎月20日 までの概算払であることをグル ープ内で共有するとともに、グ ループリーダーが月2回履行確 認の状況確認を徹底すること により再発防止に取り組み、適 正な事務執行に努める。
財政部財政 課	令和7年8月 26日（令和7 年7月10日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、オンライン ワンストップ特例申請サービ ス利用に係る基本使用許諾契 約（単価契約、支払額149,050 円）に係る令和6年4月分の支 払額11,330円について、契約 で定められた期限までに支払 を行っていなかった。	不適切事項については、所属 として進行管理が不十分であ ったことによるものである。 今後は、このようなことがない よう、既存の「執行伝票受渡簿 」に履行確認や請求書收受の 状況を記載する欄を追加し、 複数の職員による確認体制を 強化することにより再発防止 に取り組み、適正な事務執行 に努める。
財政部税制 企画課	令和7年8月 26日（令和7 年7月9日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、次のとお り誤りがあった。 1 令和6年10月分の複写代6 件、396,916円について、契 約で定められた期限までに支 払を行っていなかった。 2 神奈川県税事務所ほか5県 税事務所に配備された公用車 8台について、業務上、テレ ビを視聴する必要性がないと 認められるにもかかわらず、 テレビ受信機能を有するカー ナビゲーションを搭載し、N HKと放送受信契約を締結し ており、令和6年度において 受信料47,232円を支払って いた。	不適切事項の支出事務につ いては、次のとおり措置した。 1 複写代の支払遅延につ いては、執行関係書類を総務 室へ持ち込まなかったこと に加え、受領した請求書を 所定の場所に保管しなかつ たことによるものである。 今後は、このようなことが ないよう、請求書の保管場 所を改めてグループ内に周 知するとともに、総務室と 共有している進行管理表に ついて、同室に持ち込んだ 執行関係書類の受取確認 欄を新たに設けることなど により再発防止に取り組み 、適正な事務執行に努め る。 2 受信料の支払については、車

			<p>両調達時にカーナビゲーションの仕様に対する認識が不十分であったことによるものであり、令和7年2月に全8台分のテレビ受信機能を撤去し、NHKとの放送受信契約の解約を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、車両調達時において、カーナビゲーションにテレビ受信機能を付けないよう仕様を明確化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
財産経営部 財産経営課	令和7年8月26日（令和7年7月8日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>予算の執行において、横須賀警察署上町一丁目連絡所除却工事に係る令和5年度繰越明許費8,555,000円について、神奈川県住宅営繕事務所からの令和6年6月14日付け再配当要求に基づき、速やかに再配当を行うべきところ、著しく遅延した令和7年5月15日に行っていた。</p>	<p>不適切事項については、担当者の不注意及び確認が不足していたことに加え、事務処理の状況が所属内で共有できていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、速やかな事務処理を徹底するとともに、所属内における進捗状況の把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適切な事務執行に努める。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県神奈川県税事務所	令和7年3月7日（令和7年1月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、タクシー借上げ契約（単価契約、支払額0円）について、契約書に契約締結日の記載がなかった。</p> <p>2 税務事務において、法人事業税及び特別法人事業税の確定申告額1件、60,377,900円について、申告期限後に申告額が過大であったことが判明したため、減額更正すべきであったにもかかわらず、法人からの求めに応じて確定申告書を差し替えて対応していた。その結果、過誤納となった本税6,531,000円の返還に当たり、減額更正によれば生じなかった還付加算金が4,300円発生していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、所属としてのチェック機能が十分に機能していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 税務事務については、申告書の調定事務過程において、申告期限後に提出された確定申告書を、期限内申告と誤認し、差し替えを行ったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、担当者全員に対し、適切な対応についての周知徹底を図るとともに、確定申告書の提出期限を十分に確認し、差し替</p>

			えができるか等について複数の職員で判断を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県緑 県税事務所	令和7年9月 18日（令和7 年2月20日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、レイアウト変更に伴う書類等及び不要什器運搬委託（契約額1,100,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える競争入札であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。	不適切事項については、担当者による会計局総務課長通知に対する認識が不足していたこと及び組織としての確認体制が構築されていなかったことによるものであり、令和7年2月25日にかがわ電子入札共同システムで公表した。 今後は、このようなことがないよう、入札スケジュールに公表の欄を追加し、決裁時に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県川 崎県税事務 所	令和7年9月 18日（令和7 年4月25日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県川崎県税事務所清掃業務請負契約（契約額2,078,971円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に係る令和7年3月分の支払額146,533円の履行確認について、令和7年3月31日までに行うべきところ、同年4月7日に行っていた。	不適切事項については、年度末における会計処理において、年度内に検査を完了させる必要があることを、所属として正しく理解しておらず、執行処理についても、事務処理が特定の担当者に偏り複数の職員で確認しあう体制がなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たにチェックリストを作成するなどして業務の進捗状況を共有することで相互チェックによる確認を強化し、併せて職員間の執行事務の平準化に取り組むことで再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県藤 沢県税事務 所	令和7年6月 24日（令和7 年2月27日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、レターパック購入代ほか15件（支払額計234,620円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。	不適切事項については、資金前渡による執行は、前渡金の精算処理において内容の確認を行っていたものであるが、別に履行確認が必要であることについて担当職員の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、本事案について確実に引継ぎを行うとともに、会計処理に関する事務処理など、担当職員が会計制度の理解を更に深めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県厚 木県税事務	令和7年5月 22日（令和7	（不適切事項） 支出事務において、公用車の	不適切事項については、政府契

所	年 2 月 14 日 職員調査)	車検費用 1 件、58,780 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	約の支払遅延防止等に関する法律に対する担当者の認識不足及び決裁過程におけるチェック機能が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、同法及び神奈川県財務規則等を正しく理解し共有するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
---	------------------	---	---

(3) くらし安全防災局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和 7 年 7 月 31 日 (令和 7 年 6 月 2 日職員調査)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、「契約のきりふだ (高齢者編)」デザイン作成等業務委託料 1 件、221,100 円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税 20,522 円を源泉徴収していなかった。	不適切事項については、担当者による事務処理の誤り及び複数の職員によるチェック体制が不十分であったことによるものであり、徴収漏れのあった所得税及び復興特別所得税については、令和 7 年 7 月 7 日に納付し、同月 31 日に中税務署へ修正した法定調書の提出をもって源泉徴収を完了した。 今後は、このようなことがないように、上席への報告など複数の職員による確認体制を強化するとともに、個人への支払であるにもかかわらず、源泉徴収に関する書類が添付されていない場合は、速やかに事業課に確認を取ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
防災部消防保安課	令和 7 年 7 月 31 日 (令和 7 年 6 月 2 日及び同月 3 日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 令和 6 年 7 月分の危険物タンクのスロッシング被害予測システム回線使用料 20,680 円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同月分の神奈川県消防救急デジタル無線共通波回線使用料 42,944 円を支払期限より後に支払っていた。	不適切事項の支出事務については、次のとおり措置した。 1 令和 6 年 7 月分の危険物タンクのスロッシング被害予測システム回線使用料の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 令和 6 年 12 月分の神奈川県消

		<p>2 令和6年12月分の神奈川県消防救急デジタル無線共通波回線使用料42,944円について、支払期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>防救急デジタル無線共通波回線使用料の支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>くらし安全部くらし安全交通課</p>	<p>令和7年7月31日（令和7年6月4日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、神奈川県交通安全県民運動ポスター印刷契約（契約額793,903円）に係る令和6年11月分の支払額301,139円について、契約で定められた期限までに支払を行ってなかった。その結果、遅延利息1件、1,600円を支払っていた。</p> <p>2 事務事業の執行において、犯罪被害者等支援員養成講座開催業務委託契約（契約額590,744円）について、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となることから、個人情報の取扱責任者及び従事者の届出など、個人情報保護のための措置を、契約書等で義務付ける必要があったにもかかわらず、これを行ってなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 事務事業の執行については、神奈川県個人情報取扱事務委託基準（以下「取扱事務委託基準」という。）等の十分な確認を行わず、また、経理担当等関係機関にも相談しなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事案対応時には早期段階から経理担当等関係機関との連絡を密にし、取扱事務委託基準等の根拠を正確に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>くらし安全部消費生活課</p>	<p>令和7年7月31日（令和7年6月5日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>歳計外現金事務において、「契約のきりふだ（高齢者編）」デザイン作成等業務委託料1件、221,100円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税20,522円を源泉徴収していなかった。</p>	<p>不適切事項については、担当者による事務処理の誤り及び複数の職員によるチェック体制が不十分であったことによるものであり、徴収漏れのあった所得税及び復興特別所得税については、令和7年7月7日に納付し、同月31日に中税務署へ修正した法定調書の提出をもって源泉徴収を完了した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、決裁の過程において、複数の職員による確認を徹底するとともに、対応に疑義がある場合は経</p>

			理担当者への確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県総合防災センター	令和7年6月19日（令和7年3月14日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年9月分のガス代ほか2件（支払額計1,414,215円）について、約款等で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅収料金2件、42,210円を支払っていた。	不適切事項については、担当職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係職員に本件誤りの内容の周知を行うとともに、グループウェアにより業務の進捗状況を共有し、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

(4) 文化スポーツ観光局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和7年8月13日（令和7年6月10日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、神奈川県関連特定失踪者及び映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会のチラシ、ポスター印刷業務1件、138,545円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
国際課	令和7年8月13日（令和7年6月11日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、留学生支援拠点の運営を委託した事業者等へのプロジェクターほか185点の無償貸付けに当たり、神奈川県財務規則で定められた局長の承認を受けていないなど適正な手続を経ずに貸付けを行っていた。	不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則に対する理解が十分でなかったことに加え、所属としてのチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、本件誤りの内容を所属として共有し、関係規定の理解の向上を図るとともに、所属としての確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
文化課	令和7年8月13日（令和7年6月12日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年度神奈川県立青少年センター演劇資料室の運営協力における演劇ボランティアへの謝礼金1	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがない

		件、54,600円について、支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。	よう、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
スポーツ課	令和7年8月13日（令和7年6月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度セーリング海上体験会実施業務委託契約（契約額9,130,000円）について、体験会の実施回数の減少等に伴い、変更契約を締結すべきところ、これによらず、受注者との間の協議に基づき、当初契約額より162,201円減額した8,967,799円を支払っていた。	不適切事項については、契約額の変更に関して双方協議により合意していたことで、変更契約の必要性を認識していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約額が変更となった場合、協議の上、変更契約を締結することとし、契約事務において疑義が生じた際は、所属の執行担当や総務室に速やかに情報共有や相談を行うこと等により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立スポーツセンター	令和7年4月17日（令和7年3月11日及び同月12日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度3033体力測定会業務委託契約（契約額3,484,800円）について、プロポーザル方式による提案書の提出招請時に公表した仕様書に3033運動キャンペーンイベントの事業内容等を明示すべきところ、これを行っていなかった。また、契約書に添付される仕様書にも同内容を明示していなかった。	不適切事項については、担当者が契約内容を十分に確認しなかったことに加え、所属としてのチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

(5) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和7年8月21日（令和7年6月24日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額244,995円のうち16,083円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）農林水産業費雑入とすべきところ、（款）使用料及び手数料（項）使用料（目）農林水産業使用料（節）畜産業費使用料で収入していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、科目を誤って理解していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、グループ内で本件事例について情報共有し、科目についての理解を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

		<p>2 支出事務において、共架ケーブル移設工事代1件、182,600円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>2 支出事務については、支払期限について定めた請書の提出があったと誤認し、支払期限を誤って認識していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、支払時に書類の確認を徹底するとともに、グループ内で事例を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
環境部資源循環推進課	令和7年8月21日（令和7年7月3日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」に係るLINE広告業務委託契約（契約額407,000円）について、仕様書で定められた業務内容を変更したにもかかわらず、契約当事者間で書面による合意を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、所属としてのチェック機能が十分に働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属内に周知を行い書面での合意を取り交わすべきであることを共有するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
農水産部畜産課	令和7年8月21日（令和7年6月27日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額244,995円のうち16,083円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）農林水産業費雑入とすべきところ、（款）使用料及び手数料（項）使用料（目）農林水産業使用料（節）畜産業費使用料で収入していた。</p> <p>2 財産管理事務において、変電所用地に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和6年11月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額1,152,894円のうち907,899円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p> <p>（要改善事項）</p> <p>環境農政局農水産部畜産課（以下「畜産課」という。）では、公用車1台を管理、運行しており、高速道路利用のための</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、歳入科目に対する理解不足から誤った判断をしたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則や関係規定の理解向上を図るとともに、確認体制を構築することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、財産管理に係る現況把握ができていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属で管理している財産の状況を定期的に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>要改善事項については、所属で保有しているETCカードについて、令和7年10月15日にETCマイレージサービスに加入した。</p>

		<p>E T Cカードを保有しているが、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社（以下「東日本高速道路株式会社等」という。）が運営する高速道路の利用によりE T Cマイレージサービスのポイント還元が見込めるにもかかわらず、E T Cマイレージサービスに加入していなかった。</p> <p>（以下令和7年10月8日神奈川県監査委員公表第17号中、第7監査の結果3(1)アのとおり）</p>	
農水産部水産課	令和7年8月21日（令和7年6月25日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、モニター等購入代ほか2件（支払額計62,911円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、令和元年度に処分した魚礁（台帳価格160,700,000円）について、神奈川県県有財産規則の規定に基づく工作物に係る県有財産台帳の補正が、著しく遅延していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、処分登録を失念していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県環境科学センター	令和7年9月9日（令和7年4月24日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、タイヤ入替え代2件、11,000円の執行に当たり、「（節）需用費」とすべきところ、「（節）役務費」で執行していた。</p> <p>2 支出事務において、消防用設備点検業務委託契約（契約額722,700円）に係る前期分の支払額283,745円について、契約で定められた期限ま</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、神奈川県財務規則運用通知等に基づかず、所属独自の判断により「（節）役務費」で執行したことによるものであり、令和7年4月25日に「（節）需用費」へ科目更訂した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、予算執行の際は、神奈</p>

		<p>でに支払を行っていなかった。</p> <p>3 物品管理事務において、常時監視測定室（価格1,812,800円）について、不用決定を行わないまま処分していた。</p>	<p>川県財務規則運用通知等を遵守するとともに、担当者及び回議者がチェックを行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 支出事務については、請求書の受理後、担当者が支払手続を失念したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約にかかる進捗状況について、担当者及び上長も把握できるよう執行状況表等で管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 物品管理事務については、処分が遠隔地で行われたこと等により、担当者が不用決定手続を失念したまま、令和6年2月28日に廃棄し、不用決定処分が令和6年12月26日に遅れたものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、同様のケースでは新旧物品の処理経過が分かる資料を作成し、新旧物品を並行して進行管理することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県自然環境保全センター	令和7年7月29日（令和7年4月10日及び同月11日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、東海自然歩道管理委託契約ほか2件（契約額計6,880,500円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p>	<p>不適切事項については、随意契約における公表結果手続に対する認識が不十分であったことによるものであり、令和7年10月29日に公表手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約結果が確定次第速やかに公表手続を行うとともに、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所	令和7年2月25日及び同年9月19日（令和7年2月19日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、施肥技術講習会受講料ほか1件（支払額計21,250円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、複数の職員によるチェック体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、履行確認に関する記録の作成を徹底するとともに、チェックする職員の数を増やして確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

			る。
神奈川県農業技術センター足柄地区事務所	令和7年2月25日及び同年9月19日（令和7年2月20日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、ウイルス検査キット購入代1件、24,200円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、第46回施設園芸総合セミナー・機器資材展の参加費（テキスト代）1件、12,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに執行状況確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、履行確認への認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県畜産技術センター	令和7年5月19日及び同年9月19日（令和7年5月16日及び同月19日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 自動販売機設置場所賃貸借契約（契約総額810,972円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）に基づく貸付けに当たり、缶、ペットボトル、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすることなど、仕様書で定める条件の一部を遵守させていなかった。</p> <p>(2) 総合研究棟LED化工事（契約額6,741,900円）について、契約書で定めた工事内容に変更が生じたことに伴い、変更契約を締結すべきところ、これを行っていなかった。</p> <p>2 工事事務において、総合研究棟LED化工事（契約額6,741,900円）について、材料の仕様を誤って設計し、照明器具201台のうち71台は納入後に施工することができず、不要となったため、施工されなかった照明器具71台分の工事材料相当額1,067,000円</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 自動販売機設置場所賃貸借契約については、担当者が契約書の内容を十分理解していなかったことに加え、所属としてのチェック機能が働いていなかったことによるものであり、その後、業者に連絡し、令和7年9月2日に分別が可能な回収ボックスが設置された。 今後は、このようなことがないよう、担当者だけでなく、所属として契約内容を把握することにより再発防止に取り組み、適切な執行に努める。</p> <p>(2) 総合研究棟LED化工事については、担当者が契約変更手順を正しく理解していなかったことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解向</p>

		<p>の支出を要することとなり、不経済な執行となっていた。</p>	<p>上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 工事事務については、工事会社が目視で作成した参考見積りの確認が不十分のまま設計を行ったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約後速やかに、受託業者と工事箇所を現場確認し、設計書の仕様と合致するかを機器一つ一つについて確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県中央家畜保健衛生所	令和7年7月4日（令和7年4月28日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、殺鼠剤等購入代1件、1,575,860円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。</p>	<p>不適切事項については、検査調書を作成することを失念したことに加え、決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所属として履行確認の方法について再確認を行い、決裁の過程において、各々の職員での確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県水産技術センター	令和7年3月19日（令和6年12月6日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、水産庁から国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が受託している令和5年度水産資源調査・評価推進委託事業の共同実施機関として実施している200海里内漁場資源調査（概算事業費27,582,405円）について、神奈川県水産技術センター相模湾試験場（以下「相模湾試験場」という。）が、当該調査に要した費用を神奈川県水産技術センター本所（以下「本所」という。）へ実績報告を行う際に、資源管理計画等評価事業（事業費1,050,328円）に係る費用を含めて報告しなければならないにもかかわらず、これを含めず報告し、また、本所においては、相模湾試験場からの実績報告</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、水産技術センター相模湾試験場（以下「相模湾試験場」という。）との意思疎通が不十分であったことにより発生したものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、本所と相模湾試験場の担当者が緊密に連絡を取り合うほか、機構に報告するに当たっては、相模湾試験場の実績報告書や予算資料の内容を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 支出事務については、担当者が支払手続を失念したこと及び所属としてのチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、担当者に支払期限につ</p>

		<p>書の内容を十分確認しないまま、受託事業に要した費用（実績報告書）を機構に報告したため、当該事業に係る受託事業収入額が629,245円過小となっていた。</p> <p>2 支出事務において、令和6年4月分の電話料金3,091円について、支払期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) セレノネイン摂取による健康機能評価試験委託契約（契約額3,498,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p> <p>(2) 非常用発電機の賃貸借契約（契約額126,720円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月13日に締結していた。</p>	<p>いて再周知するとともに、進行管理表の活用を徹底し、組織で支払手続の進捗状況について情報共有を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) セレノネイン摂取による健康機能評価試験委託契約の契約結果の公表については、契約後に必要な事務処理の確認が所属として不十分であったことによるものであり、令和6年12月6日に契約結果の公表を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、予定価格が100万円を超える随意契約について、契約結果の公表を定める平成20年3月28日付け会計局総務課長通知を改めて徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 非常用発電機の賃貸借契約については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、執行・支出の管理表に契約締結期限日も併せて記載し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県水産技術センター内水面試験場</p>	<p>令和7年3月19日（令和6年12月9日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>物品管理事務において、工事により取得したEV充電器（価格198,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則に対する理解が不足していたことに加え、所属におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、当該備品については、令和7年1月30日に備品台帳に記載した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則に対する理解の向上を図るとともに、複数職員による物品の出納及び管理の確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

神奈川県水産技術センター相模湾試験場	令和7年3月19日（令和6年12月10日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、水産庁から国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が受託している令和5年度水産資源調査・評価推進委託事業の共同実施機関として実施している200海里内漁場資源調査（概算事業費27,582,405円）について、神奈川県水産技術センター相模湾試験場（以下「相模湾試験場」という。）が、当該調査に要した費用を神奈川県水産技術センター本所（以下「本所」という。）へ実績報告を行う際に、資源管理計画等評価事業（事業費1,050,328円）に係る費用を含めて報告しなければならないにもかかわらず、これを含めず報告し、また、本所においては、相模湾試験場からの実績報告書の内容を十分確認しないまま、受託事業に要した費用（実績報告書）を機構に報告したため、当該事業に係る受託事業収入額が629,245円過小となっていた。</p> <p>2 契約事務において、令和6年度二宮・平塚海岸養浜環境影響調査分析委託業務契約（予定価格1,131,581円）の締結に当たり、競争入札を行うべきところ、見積合せを行い随意契約により契約していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、報告先の神奈川県水産技術センター（以下「本所」という。）との意思疎通が不十分であったこと及び決裁過程におけるチェック機能が働かなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、本所と緊密に連絡を取るほか、所属内において会計担当と事業担当との連携を密にするとともに、報告伺いに予算資料を添付することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、随意契約が可能な範囲について担当者の確認が不十分であったこと及び決裁過程におけるチェック機能が働かなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係職員に「予定価格による随意契約・入札執行等早見表(出先機関)」を配布し、随意契約が可能な範囲等を周知徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県東部漁港事務所	令和7年8月13日（令和7年4月8日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、令和6年8月分の電気料2件、10,062円について、納期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、担当者不在時の対応が徹底されていなかったため、支払い方法の確認が漏れていたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

(6) 福祉子どもみらい局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
---------	-------	-------	-------

総務室	令和7年8月22日（令和7年6月25日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、会議等に係る手話通訳費1件、33,500円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、担当者が1回の派遣依頼に対して、手話通訳者派遣分と介助員派遣分の2枚の請求書が発行されるという認識を有しておらず、2枚目の請求書の支払手続が漏れてしまったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、支払の内容について、事業所管課と情報の共有を図るとともに、請求書の枚数も含めた請求書類の内容確認をこれまで以上に徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
共生推進本部室	令和7年8月22日（令和7年6月25日及び同月26日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年度神奈川県困難女性つながりサポート事業委託契約（契約額35,882,550円）に係る第3四半期分の概算払額8,970,637円について、契約で定められた期日に支払を行っていなかった。また、令和6年度における神奈川県女性自立支援施設の管理に関する協定（指定管理料143,796,046円）に係る令和6年4月分の概算払額10,937,541円について、協定で定められた期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
子どもみらい部次世代育成課	令和7年8月22日（令和7年6月30日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年度児童福祉審議会保育部会（第1回及び第2回）に係る委員報酬2件、38,000円について、あらかじめ定めた支払日に支払を行っていなかった。	不適切事項については、委員に対する報酬の受取の有無の確認が遅れたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、委員が変わる都度、委員本人に報酬受け取りの意思の有無について確認を行うとともに、児童福祉審議会所管課に対し、メールによる確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
子どもみらい部子ども家庭課	令和7年8月22日及び同年9月22日（令和7年6月27日職員調査）	（要改善事項） 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課（以下「子ども家庭課」という。）が締結した貸付金債権の回収業務委託契約について、受注者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提案者の参考見積額を、委託予定債権額に提案者	要改善事項については、高い想定回収率を提示した提案者が無効となることがないように、令和7年度委託契約時より、提案者が提示する参考見積書の計算方法を県が定めた一定の回収額に対し、提案者が提示する成功報酬率を乗じて算定する方法に見直した。

		<p>が提案した回収率（以下「想定回収率」という。）、提案した成功報酬率（以下「成功報酬率」という。）等に乗じて算定することとしているため、高い想定回収率を提示した提案書が県の設定した予定価格を上回ることで審査に付されることなく無効となり、こうした提案が不利となる仕組みとなっていた。</p> <p>（以下令和7年10月8日神奈川県監査委員公表第17号中、第7監査の結果3(2)アのとおり）</p>	
子どもみらい部青少年課	令和7年8月22日（令和7年7月2日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、下水管の設置に係る行政財産の使用許可について、令和6年4月1日までに更新許可をすべきところ、これを行わず、許可がないまま下水管を設置させていた。なお、その後、同年5月30日を始期とする許可を行っていた。</p>	<p>不適切事項については、普通財産と行政財産を別々の管理簿、フォルダで管理していたために、更新手続の漏れが発生したものである。</p> <p>今後は、このようなことのないよう、普通財産にかかる貸付契約と行政財産にかかる使用許可を同じファイルで管理することで、適切に更新手続等の進行管理をすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
子どもみらい部私学振興課	令和7年8月22日（令和7年7月1日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、全国私立学校審議会連合会令和6年度理事会に係る委員への報酬19,000円及び旅費1,094円について、支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、附属機関を所管するグループの担当者が、執行を所管するグループあての執行依頼を失念していたこと、所属内で速やかに支払遅延を発見・指摘できる体制を構築できていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、附属機関を所管するグループの担当者は、必ず1件ごとに執行を依頼するとともに、グループウェアで執行を所管するグループの担当者とも会議開催のスケジュールを共有し、委員報酬・旅費の執行状況について行政文書管理システムを用いて随時確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
福祉部障害福祉課	令和7年8月22日（令和7年7月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、令和6年度障がい者差別相談窓口運営業務委託契約（契約額7,359,137円、契約期間：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで）</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表等により各職員</p>

		について、契約期間の開始日までに契約を締結していなかった。	の業務を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
福祉部障害サービス課	令和7年8月22日及び同年9月22日（令和7年7月22日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 令和6年度障害者総合支援法指定事業所管理システム運用事業委託契約（契約額1,452,000円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年6月5日に締結していた。</p> <p>2 福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課が仕様を作成し、神奈川県立中井やまゆり園が実施した中井やまゆり園アスベスト調査（スクリーニング調査及び定性分析調査）業務委託契約（単価契約、支払額5,065,500円）の調査対象である13施設（延床面積9,394.38㎡）のうち7施設（同6,574.91㎡）の外壁について、令和4年度に実施した中井やまゆり園アスベスト含有分析調査業務委託契約（契約額3,190,000円）によりアスベスト含有の結果を把握していたにもかかわらず、今回の調査においてもスクリーニング調査を実施していた。</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 令和6年度障害者総合支援法指定事業所管理システム運用事業委託契約については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 中井やまゆり園アスベスト調査業務委託契約のスクリーニング調査については、課内での過去の案件に対する確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制の強化及び過去に実施した委託内容をリスト化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
福祉部生活援護課	令和7年8月22日（令和7年7月14日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、被爆者等健康診断委託料18件、331,904円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、100円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、経理担当と共有している執行管理表による管理を徹底するとともに、執行管理表を毎月の方針・月末に必ず全員で確認する執行確認デーを設定し、確認漏れ防止のため毎月課内の全職員に対してメールで注意喚起することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県中央児童相談所	令和7年3月6日（令和6年12月19日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、障害児保護措置費自己負担金12件、8,160円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 事務事業の執行において、神奈川県中央児童相談所（以下「中央児相」という。）が児童を措置委託し、神奈川県大和綾瀬地域児童相談所（以下「大和綾瀬地域児相」という。）が所管する里親に対して支給する里親委託費の被虐待児等受入加算（月額13,050円）について、措置児童に療育手帳が交付され、令和5年1月から当該加算の対象となったため、中央児相が加算の認定を行うべきところ、令和6年2月までこれを行っていなかった。これにより、当該里親に里親委託費を支給する大和綾瀬地域児相において、14か月分の加算額182,700円の支給が遅れることとなった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、担当課の措置費台帳等の内容確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 事務事業の執行については、担当者の措置委託に係る受入加算の認識が不足していたこと、関係所属との情報共有や連携が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、会議等で措置委託に係る制度を職員間で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県平塚児童相談所	令和7年9月22日（令和7年1月24日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、腸内細菌検査委託契約（単価契約、支払額4,004円）について、検便採取容器代（1件、1,088円（税抜））が有料となったことから、契約権限者の決裁を得た上で、契約金額の変更に係る請書の変更を行うべきところ、これらの手続を行わないまま、口頭により検便容器の発注を別途行っていた。</p>	<p>不適切事項については、契約後の契約内容の変更に対する職員の知識・経験不足及び職場内での意思疎通不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、不祥事防止研修を実施し、所内の職員に対して注意喚起を行うとともに、厨房業務従事職員と管理課事務職員の連携による情報共有を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	令和7年9月16日（令和7年2月13日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 鎌倉三浦地域児童相談所太陽光発電設備設置工事により取得した太陽光発電設備（台帳価格17,435,072円）について、神奈川県県有財産規則の規定に基づく工作物に係る県</p>	<p>不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 工事により取得した太陽光発電設備に係る県有財産台帳の補正を行っていなかったことについては、担当者の財産管理事務の理解が不十分であったことによるものであり、令和7年6月</p>

		<p>有財産台帳の補正を行っていませんでした。</p> <p>2 鎌倉三浦地域児童相談所太陽光発電設備設置工事により新設した電気設備（台帳価格1,740,128円）について、固定資産取扱要領に規定される資本的支出を行ったときに必要な建物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則の規定に基づく県有財産台帳の補正を行っていませんでしたため、建物台帳価格が1,740,128円過小であった。</p>	<p>16日に県有財産台帳を補正した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、財産管理事務について、神奈川県県有財産規則等の精読及び関係部署への適切な問合せを行い、業務への理解向上を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 工事により新設した電気設備に係る建物台帳価格の再算定及び県有財産台帳の補正を行っていませんでしたことについては、担当者の財産管理事務の理解が不十分であったことによるものであり、令和7年11月12日に県有財産台帳を補正した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、財産管理事務について神奈川県県有財産規則等の精読及び関係部署への適切な問合せを行い、業務への理解の向上を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県小田原児童相談所	令和7年9月19日（令和7年3月3日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>予算の執行において、児童福祉法第28条に基づく児童の施設等への入所に関する審判申立に係る代理人契約の契約金のうち、令和5年度に履行確認した横浜家庭裁判所小田原支部への申立受理後の支払分4件、330,000円について、令和5年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、令和6年度予算により支出していた。</p>	<p>不適切事項については、契約担当職員が契約内容を十分に理解していませんでしたこと及び進捗管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、本件誤りの内容を所属として共有すること及び契約担当課と経理担当課との進行管理表により業務の進捗管理を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県厚木児童相談所	令和7年3月3日（令和7年1月15日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、緊急短期里親委託費1件、86,096円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていませんでした。その結果、支払手続が会計年度を超えて遅延し、遅延利息1件、900円を支払っていました。</p>	<p>不適切事項については、請求書が2枚あったにもかかわらず、起案者及び決裁者ともに、1枚の請求書の支出処理を失念していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、支出処理を行う際は、より一層のダブルチェックを行うとともに、主管課及び担当課が相互に</p>

			確認できるよう体制を整えることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立中井やまゆり園	令和7年2月20日及び同年9月22日（令和6年12月24日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課が仕様を作成し、神奈川県立中井やまゆり園が実施した中井やまゆり園アスベスト調査（スクリーニング調査及び定性分析調査）業務委託契約（単価契約、支払額5,065,500円）の調査対象である13施設（延床面積9,394.38㎡）のうち7施設（同6,574.91㎡）の外壁について、令和4年度に実施した中井やまゆり園アスベスト含有分析調査業務委託契約（契約額3,190,000円）によりアスベスト含有の結果を把握していたにもかかわらず、今回の調査においてもスクリーニング調査を実施していた。	不適切事項については、園内の財産関係資料が複数箇所に保管されていることにより、職員間での引継ぎ及び課内の情報共有から漏れてしまっていたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、同一のキャビネットに集約して保管するとともに、集約しきれない資料は目録を作成して情報を一元管理することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

(7) 健康医療局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和7年8月21日（令和7年6月30日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、感染症発生動向調査検体搬送業務委託契約に係る令和6年9月分の支払額ほか1件（支払額計324,940円）について、契約等で定められた期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、所属の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
保健医療部医療整備・人材課	令和7年8月21日（令和7年7月8日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 令和6年度神奈川県立衛生看護専門学校教務委託契約（契約額509,676,330円）の令和6年5月分の概算払額75,511,000円について、請求書を提出する期日をあらかじめ指定していなかったため、請求書の提出が遅れ、これにより、契約で定められた期日に支払を行っていなかった。 2 令和6年度産科等医師修学	不適切事項の支出事務については、次のとおり措置した。 1 衛生看護専門学校教務委託費の支払遅れについては、担当者が契約書に定めた支払期日を失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、グループウェアのスケジュール機能により複数人で進行管理を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 産科等医師修学資金貸付金の

		資金貸付金 5 件（貸付金額計 5,439,000 円）の令和 6 年 7 月分の交付額 453,250 円について、神奈川県産科等医師修学資金貸付条例、同施行規則における取扱要領の規定に反し、交付日に交付を行っていなかった。	交付遅れについては、支払日を同じくしている別の貸付金の執行書類を総務室に持ち込んだ際に、担当者が当該貸付金の執行書類も持ち込んだと誤認したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、グループウェアのスケジュール機能により複数人で執行書類の持ち込みの確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
保健医療部 健康危機・ 感染症対策 課	令和 7 年 8 月 21 日（令和 7 年 7 月 3 日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和 6 年 3 月分の電話使用料 2,862 円について、支払期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、前渡金の口座名義変更の手續に不備があり、振込不能となったもので、執行のスケジュール及び口座名義人の情報の共有ができていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行の際のスケジュール及び口座名義人の情報について、総務室経理グループと事業担当課で情報共有を徹底して行い、支払遅延が生じないように双方において確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
保健医療部 健康増進課	令和 7 年 8 月 21 日（令和 7 年 7 月 10 日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、会場使用料 1 件、11,000 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、担当職員の政府契約の支払遅延防止等に関する法律の理解不足及び複数職員による進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所属内で、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める支払期日の周知を行い、理解に努めるとともに、副主任や予算担当者等の複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
保健医療部 がん・疾病 対策課	令和 7 年 8 月 21 日（令和 7 年 7 月 11 日職 員調査）	（不適切事項） 1 財産管理事務において、精神障害者入院医療援護金に係る返還金の収入未済 1 件、90,000 円について、令和 6 年度に時効の完成により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 財産管理事務については、担当者は時効の完成を把握していたが、不納欠損処分が必要であることを認識しておらず、また、他の職員によるチェックも行われていなかったことが原因

		2 文書の管理において、難病患者の特定医療費支給認定に係る新規申請書の添付書類1通を紛失していた。	<p>であり、令和7年7月31日に不納欠損処分を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数職員でのチェック体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 文書の管理については、申請書に添付される臨床調査個人票は通常1通であるため、2通目の個人票の存在を失念してファイリングを行い、2通目の個人票を別の場所に保管したか、あるいは誤って廃棄した可能性が高く、複数の職員が個別に対応し、情報共有及び意思疎通が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の疾患に係る申請書がある場合は、チェック表にその旨を記載するとともに、複数の疾患に係る申請書は、1件ごとに色付きファイルに入れることを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
生活衛生部 生活衛生課	令和7年8月21日（令和7年7月1日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、令和6年3月に履行確認した追録代1件、15,862円について、令和5年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、出納閉鎖期間後に未払いが判明したため、令和5年度予算で支出ができず、令和6年度予算により支出していた。	<p>不適切事項については、複数の職員により確認するなどの組織としての対応が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、納品及び請求・支払状況を担当者のみならず、複数の職員が確認するよう体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県衛生研究所	令和7年3月5日及び同年6月2日（令和7年3月4日及び同月5日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、前金払をした第61回全国衛生化学技術協議会年会の資料代1件、20,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。	<p>不適切事項については、担当職員の失念及び所属における前金払をした際の履行確認手続の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、前金払をした際の履行確認手続について所内に周知することにより再発防止に取り組み、適正</p>

		た。	な事務執行に努める。
神奈川県平塚保健福祉事務所	令和7年4月30日（令和7年3月3日及び同月4日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年6月分の児童保護措置費534,609円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、執行書類の回議に際し、職員間で支払期限に係る情報共有がなされず、進行管理が不徹底であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行書類を回議する際は、処理期限を明確に記載するとともに、職員間で声を掛け合って、進行管理を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	令和7年5月21日（令和7年1月17日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、三浦地域の職域における健康・食生活調査謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,327円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、担当職員が人事異動直後であり、歳計外現金事務の理解が不足していたため、支払手続を失念したこと及び同事務の実施状況に係る所属としてのチェック機能が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、定例的な支払業務を管理する「会計進行管理表」に同事務の実施状況の入力を徹底し、所属として進捗状況を見える化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県小田原保健福祉事務所	令和7年2月27日（令和6年12月13日及び同月16日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、追録代1件、6,886円について、令和5年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、支払を行わないまま会計年度が終了したため、令和5年度予算で支出ができず、令和6年度予算により支出していた。 2 支出事務において、令和6年4月分の母子生活支援施設入所措置費ほか8件（支払額計2,643,227円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、全ての予算について網羅した進行管理表の整備や複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表によるチェックを徹底するとともに、母子生活支援施設入所措置費の支払については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が適用さ

			れ、請求から15日以内に支払が必要であることを関係課の職員に周知徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター	令和7年7月31日（令和7年4月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、令和6年4月分のガス代ほか11件（支払額計57,448円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、担当者が履行確認に関する記録の作成を失念していたことに加え、所属の決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属として改めて神奈川県財務規則に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立よこはま看護専門学校	令和7年7月28日（令和7年2月6日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合建物管理業務委託契約ほか1件（契約額計21,404,900円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月7日及び同月14日に締結していた。 2 相鉄線車内ドア横ポスター掲出料ほか1件（支払額計512,600円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。 3 AVシステムの点検代1件、13,200円について、緊急時等の対応として起案用紙等を用いてあらかじめ方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。 	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託契約ほか1件の契約時期の遅延については、契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 2 履行確認時の検査調書の未作成については、担当職員の神奈川県財務規則への理解が不足していたことに加え、複数の職員で確認する体制がなかったことによるものである。 3 緊急時対応の事前の方針伺いの未実施については、担当職員等の緊急時対応の発注方法についての理解が不足していたことによるものである。 <p>今後は、このようなことがないように、個々の契約締結時の進行管理表を作成し、各契約の進捗状況を確認するとともに、複数の職員で進捗を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属として同規則等に対する正しい理解を共有するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

			<p>今後は、このようなことがないように、改めて緊急時の事務処理方法を確認・課内で共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	--	--

(8) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和7年8月15日（令和7年6月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、令和6年5月分の成長期ベンチャー交流拠点施設使用料2,326,500円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和6年度ロボット/ドローン開発・実装促進事業業務委託ほか1件（契約額計314,098,658円）について、開発企業に対する支援金額の減額に伴い、変更契約を締結すべきところ、これによらず、受注者との間の協議に基づき、当初契約額より17,342,801円減額した296,755,857円を支払っていた。</p> <p>(2) 神奈川県特別高圧受電者支援給付金申請受付・審査等業務委託契約（当初契約額17,028,550円、当初契約期間：令和6年2月26日から同年12月20日まで）及び神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金申請受付等業務委託契約（当初契約額36,594,795円、当初契約期間：令和6年1月24日から同年8月30日まで）について、給付金事業等の延長に伴う申請書類受付等の業務量が当初の仕様で示していた業務量よりも大幅に増加することから、新たな契約を締結すべきであったにもかかわらず、神奈川県特別高圧受電者支援給付金申請受付・審査等業務委託契</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、執行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事業課からの執行書類持込に当たっては、事業課担当者から経理担当者へ処理期限を連絡するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 令和6年度ロボット/ドローン開発・実装促進事業業務委託ほか1件については、本事業の仕様書で支援金残額が生じた場合は契約金額から減額する規定があるため、契約金額は概算金額として概算の執行伺いにより契約締結したものと認識していたことによるものである。</p> <p>また、当該減額による契約金額の変更が双方合意のもとであったため、変更契約の締結は不要と認識していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約金額は概算金額（上限）で精算が伴う契約である旨を契約書上に明記するとともに、支援金額が概算金額（上限）を超える場合には、協議を行い、双方合意した上で、変更契約を締結しなければならないことを確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努め</p>

		<p>約においては15,327,290円、神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金申請受付等業務委託契約においては32,152,329円の増額となる変更契約を締結していた。</p> <p>3 財産管理事務において、行政財産である建物1棟、工作物4件及び立木9本（台帳価格計5,514,000円）の除却工事に当たり、用途廃止手続の完了を確認した上で処分の実施に係る決裁手続を行うべきところ、これを行わずに行政財産のまま除却工事を開始していた。</p>	<p>る。</p> <p>(2) 神奈川県特別高圧受電者支援給付金申請受付・審査等業務委託契約及び神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金申請受付等業務委託契約については、当室及び事業課において変更契約の条件に関する理解が不足し、採用した変更契約という契約形態が適切かどうかの検討がなされないまま契約締結したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、事案ごとに採用した契約形態が適切かどうかを会計事務の手引や神奈川県財務規則を当室と事業課相互に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 用途廃止手続について、担当者の関係規定に対する理解が不足していたことに加え、所属の進行管理やチェック体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、工事工程と手続の進捗が適切かどうか複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
産業部産業振興課	令和7年8月15日（令和7年6月17日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和6年5月分の成長期ベンチャー交流拠点施設使用料2,326,500円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>(2) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所特定運営費交付金の戻入3件、116,474円について、納付期限を令和7年5月27日とすべきところ、誤って同月28日としたために、県への収入が同年6月2日となり、令和6年度中に戻</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 令和6年5月分の成長期ベンチャー交流拠点施設使用料については、執行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、執行書類持込に当たっては、経理担当者へ処理期限を連絡するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

		<p>入処理がされなかった。</p> <p>2 契約事務において、令和6年度ロボット/ドローン開発・実装促進事業業務委託ほか1件（契約額計314,098,658円）について、開発企業に対する支援金額の減額に伴い、変更契約を締結すべきところ、これによらず、受注者との間の協議に基づき、当初契約額より17,342,801円減額した296,755,857円を支払っていた。</p>	<p>(2) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所特定運営費交付金については、執行管理及び戻入期日の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、執行管理表等により、進捗状況を複数人で共有する体制を強化しつつ、相手方の金融機関の確認や戻入期日など、必要な情報の確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、本事業の仕様書で支援金残額が生じた場合は契約金額から減額する規定があるため、契約金額は概算金額として概算の執行伺いにより契約締結したものと認識していたことによるものである。</p> <p>また、当該減額による契約金額の変更が双方合意のもとであったため、変更契約の締結は不要と認識していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約金額は概算金額（上限額）で精算が伴う契約である旨を契約書上に明記するとともに、支援金額が概算金額（上限）を超える場合には、協議を行い、双方合意した上で、変更契約を締結しなければならないことを確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>中小企業部 中小企業支援課</p>	<p>令和7年8月15日（令和7年6月19日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、神奈川県特別高圧受電者支援給付金申請受付・審査等業務委託契約（当初契約額17,028,550円、当初契約期間：令和6年2月26日から同年12月20日まで）について、給付金事業の延長に伴う申請書類受付等の業務量が当初の仕様で示していた業務量よりも大幅に増加することから、新たな契約を締結すべきであったにもかかわらず、15,327,290円の増額となる変更契約を締結してい</p>	<p>不適切事項については、経理担当課及び事業課において変更契約の条件に関する理解が不足し、採用した変更契約という契約形態が適切かどうかの検討がなされないまま契約締結したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、事案ごとに採用した契約形態が適切かどうかを会計事務の手引や神奈川県財務規則を経理担当課と事業課相互に確認することにより再発防止に取り組み、適正な</p>

		た。	事務執行に努める。
中小企業部 商業流通課	令和7年8月 15日（令和7 年6月20日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県 貨物運送事業者燃料高騰対応支 援金申請受付等業務委託契約 （当初契約額36,594,795円、当 初契約期間：令和6年1月24 日から同年8月30日まで）につ いて、支援金事業の延長に伴う 申請書類受付等の業務量が当初 の仕様で示していた業務量より も大幅に増加することから、新 たな契約を締結すべきであった にもかかわらず、32,152,329 円の増額となる変更契約を締結 していた。	不適切事項については、経理担 当課及び事業課において変更契約 の条件に関する理解が不足し、採 用した変更契約という契約形態が 適切かどうかの検討がなされない まま契約締結したことによるもの である。 今後は、このようなことがない よう、事案ごとに採用した契約形 態が適切かどうかを会計事務の手 引や神奈川県財務規則で経理担当 課と事業課相互に確認すること により再発防止に取り組み、適正な 事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県計 量検定所	令和7年8月 25日（令和7 年4月4日職 員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、神奈川 県指定定期検査及び指定計量 証明検査業務委託契約（契約 額25,162,000円）について、 受注者に個人情報を取扱責任 者及び業務従事者の届出を 提出させていなかった。 2 財産管理事務において、行 政財産である建物1棟、工作 物4件及び立木9本（台帳価 格計5,514,000円）につ いて、庁舎の建て替えに係る除 却工事の開始前に用途廃止の 手続を行うべきところ、これ を行っていなかった。	不適切事項については、次のと おり措置した。 1 契約事務については、契約で 定められた書類が提出されてい ないことについて担当者が確認 していなかったこと及び所属に よる確認も不十分であったこと によるものである。 今後は、このようなことがない よう、書類提出の受領に係る 進行管理について、進行管理表 で共有するなど、組織として確 認体制を強化することにより再 発防止に取り組み、適正な事務 執行に努める。 2 財産管理事務については、担 当者の関係法令に対する理解が 不足していたことに加え、所属 の進行管理やチェック体制が不 十分であったことによるもので ある。 今後は、このようなことがない よう、関係法令の理解の向上 を図るとともに、工事工程と手 続の進捗が適切かどうか複数の 職員による確認体制を強化す ることにより再発防止に取り組 み、適正な事務執行に努める。
神奈川県か ながわ労働 センター	令和7年5月 21日（令和7 年2月21日職 員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、外国人 労働相談通訳業務委託契約	不適切事項については、次のと おり措置した。

	員調査)	<p>(契約額866,030円)について、あらかじめ設定した年間の通訳業務の利用時間を超えた場合は超過費用を支払うこととしているにもかかわらず、当該利用時間を契約書に記載していなかった。</p> <p>2 歳計外現金事務において、相談員等謝礼金及び弁護士謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税1件、17,884円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>	<p>1 契約事務については、必要な記載についての確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約書に記載すべき内容について、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 歳計外現金事務については、担当職員が払出日を法定納期限内に指定した上で起案をしていたが、決裁者が出張等により不在であったため、決裁が取れず、払出しが間に合わなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、法定納期限が定められたものについて、複数の職員による決裁状況の確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	------	---	--

(9) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
事業管理部 県土整備経 理課	令和7年7月 31日及び同年 9月22日(令 和7年6月13 日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、ウェブ会議システム(Zoom)ライセンスサービス利用料の導入2年度目以降の会計処理について、「(節)使用料及び賃借料」で執行するよう通知すべきところ、導入初年度の支出科目と同様であると誤認したため、「(節)役務費」で執行するよう通知していた。その結果、県土整備局内14室課におけるウェブ会議システム(Zoom)ライセンスサービス利用料14件、597,366円を誤った予算科目である「(節)役務費」で執行していた。</p> <p>2 収入事務において、道路維持作業車の購入代金からの控除により徴収することとした、受注者の責によって発生した違約金1件、304,264円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、会計局指導課への財務相談の確認が不十分であったことに加え、所属としても決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、疑義が生じる場合には会計局指導課への相談を確実に行うことに加え、毎年度発出する執行に係る通知においても、Zoom利用料の節について、導入年度は「(節)役務費」、次年度以降にライセンスのみを追加購入(更新)する場合は「(節)使用料及び賃借料」と記載することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 収入事務については、違約金の徴収方法を担当者が誤認していたことに加え、所属としても</p>

			<p>決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、課内の執行担当グループで本件誤りの内容を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
事業管理部 建設業課	令和7年7月31日（令和7年6月12日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、会場使用料1件、7,700円の支払に当たり、あらかじめ支出負担行為の決裁を受けるべきところ、執行伺票兼支出命令票により執行していた。</p> <p>2 支出事務において、会場使用料1件、7,700円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、会場を使用する前に事務費執行依頼票を経理担当課へ提出することを失念したことに加え、所属のチェック機能が十分に働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、会議開催の起案と執行依頼の起案を同時に決裁するとともに、職場研修において職員に周知することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 支出事務については、請求書に記載された支払期限内に支払いを行えば問題ないと誤認したことに加え、所属のチェック機能が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、請求書に記載の支払期限にかかわらず、契約書がない場合の支払期限は請求書受領から15日であるとの注意書きを進行管理表に記載するとともに、契約書の有無の確認欄を設けるなど、所属の確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
道路部道路 管理課	令和7年8月4日（令和7年6月20日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>物品管理事務において、ICレコーダーの管理に当たり、外部記録媒体等取扱要領に基づき、使用時以外は施錠可能な場所に保管し、外部記録媒体等管理簿を用いて管理及び記録を行わなければならないところ、これらを行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、外部記録媒体等取扱要領に基づく保管、管理の認識が所属内で不足していたことによるものである。</p> <p>こうした状況を認識した令和6年6月以降、ICレコーダーを施錠可能な場所に保管するとともに、外部記録媒体等管理簿を作成し、使用の都度、管理者から許可を受け、当該管理簿に記録するこ</p>

			<p>ととし、併せて、所属内に本件の内容を周知したものの、当該管理簿では、要領で求められている必要事項を満たした様式ではなかったため、職員調査実施後においては、要領で定められた様式により記録することとした。</p> <p>今後は、このようなことがないように、外部記録媒体等取扱要領に基づく保管、管理を徹底することとし、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	--	---

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県藤沢土木事務所	令和7年3月3日（令和7年1月15日から同月17日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、道路の占用許可等に係る使用料5件、2,000,015円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 指定管理者事務において、湘南港の管理に関する基本協定書（指定管理料限度額237,350,000円、指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで）の規定に基づき、令和5年度における指定管理者の管理業務の実施状況及び財務状況を確認するに当たり、同協定書に基づき指定管理者から提出された実績報告書等により行うべきところ、その一部である業務委託実績報告書及び労働環境セルフチェック表が提出されないままこれを行っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、年度当初における速やかな使用料の調定に努めているが、調定対象となる許可データを抽出する際、業務システムでは抽出されない変更許可や修正処理中のデータの確認作業を失念するなど、抽出に漏れが生じたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、データ抽出の各作業工程において複数の職員によるチェックを義務付け、抽出漏れがないことの確認を、年初調定の前後に複数回行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 指定管理者事務については、湘南港の管理に関する基本協定書の規定について認識が不十分であったことによるものであり、指定管理者から提出された業務委託実績報告書及び労働環境セルフチェック表に基づき、改めて確認した結果、業務委託及び労働環境に問題はなかった。</p> <p>今後は、このようなことがないように、業務スケジュールを含めた種々の手続等について、指定管理者と毎月打合せにて情報共有を行うとともに、必要書類を明記した進行管理表を作成</p>

			し、複数職員で確認することにより、担当職員をサポートする体制を整え、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県厚木土木事務所	令和7年3月6日及び同年9月22日（令和6年12月2日から同月4日まで職員調査）	<p>（不適切事項） 歳計外現金事務において、河川管理協力員報償費に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,638円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p> <p>（要改善事項） 神奈川県厚木土木事務所（以下「事務所」という。）において、県道70号（秦野清川）（以下「県道70号」という。）に係る日常の道路パトロール業務委託契約の締結に当たり、競争入札等を経ることなく、事務所が管理する区間（以下「厚土区間」という。）の緊急補修工事等指定業者と一者随意契約を行っていた。</p> <p>（以下令和7年10月8日神奈川県監査委員公表第17号中、第7監査の結果3(2)ウのとおり）</p>	<p>不適切事項については、歳計外現金事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数職員による処理状況の確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>要改善事項については、緊急補修工事等指定業者と一者随意契約を行っていた点を見直し、令和8年度から競争入札により契約の締結を行うこととした。</p>
神奈川県厚木土木事務所東部センター	令和7年3月6日（令和6年12月9日から同月11日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、令和5年度河川維持改修工事県単（その2）令和5年度河川修繕工事県単（その40）合併（契約額68,602,600円）の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限の1日後に検査を完了していた。</p> <p>2 工事事務において、令和5年度道路災害防除工事（ゼロ県債）（その1）地盤変動影響調査等業務委託の変更設計額の積算に当たり、建物等の事後調査及び算定について、誤った補正率を適用して積算していたため、変更後の設計額（7,766,000円）が198,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（6,210,600円）が158,400円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、完成検査に関する担当職員の理解不足及び所属での進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、課内会議等により関係規定の理解向上を図るとともに、グループウェアシステムを活用し複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 工事事務については、変更設計書の作成過程において、チェックリストを活用した積算内容の確認を行っておらず、積算結果の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、チェックリストによる確認を行うことについて所属職員へ周知徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務</p>

			執行に努める。
神奈川県住宅営繕事務所	令和7年8月4日（令和7年5月28日から同月30日まで職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、行政財産の使用許可に係る使用料の不足分2件、13,800円について、 （款）県営住宅事業収入（項）使用料及び手数料（目）使用料（節）使用料とすべきところ、 （款）県営住宅事業収入（項）諸収入（目）雑入（節）雑入で収入していた。	不適切事項については、過年度収入は雑入とするものと誤認し、所属のチェック体制も十分に機能していなかったことによるものであり、当該使用料の収入科目については、令和7年5月30日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等に対する正しい理解を共有するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

(10) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和7年7月17日（令和7年5月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度企業庁産業医業務委託契約（単価契約、支払額1,961,300円）について、契約で定められた業務の実施に係る結果報告書を提出させていなかった。	不適切事項については、契約内容の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約書及び仕様書の内容を確認し、所属内で不適切事項について周知を行った。 また、令和7年度同契約の5月分以降の業務について、業務実施に係る結果報告書を毎月提出させるようにすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
財務部財産管理課	令和7年7月17日（令和7年5月16日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約（契約総額8,500,000円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、対象施設16施設）に基づく貸付けに当たり、1施設において、受注者が自動販売機と併せて設置することとなっている3種類の回収ボックスのうち、ペットボトルのキャップの回収ボックスが設置されておらず、仕様書で定める条件の一部を遵守させていなかった。 2 工事事務において、企財産	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、設置時における確認手順等を明確に定めておらず、各自動販売機を設置した所属（以下「各設置所属」という。）でのチェック体制が十分に機能していなかったことにより発生したものである。 今後は、このようなことがないよう、各設置所属と連携の上「チェックシート」を作成し、設置後に各設置所属から提出してもらうことで、仕様書どおりに履行されているかの確認を徹底するなど、確認体制を強化す

		第501号プロミティふちのベビル7階事務室電気設備改修工事（契約額2,255,000円）について、既設の電気配線を撤去する際に現場で発生した電線くずの数量が設計数量よりも少なかったことから、産業廃棄物処理に係る費用を減額して変更契約を締結すべきところ、これを実施しなかったため、契約額が40,700円過大であった。	ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 工事事務については、チェック体制が十分に機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに作成した「少額工事検査チェック表」を使い受注者による自主検査を行い、その結果を監督員がチェックするプロセスを追加し、チェック体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
水道部計画課	令和7年7月17日（令和7年5月23日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、企計第2号水道施設耐震診断調査業務委託（契約額38,179,900円）について、履行期間の延長に当たり、契約書で定める履行期間末である令和7年2月28日までに変更契約を締結すべきところ、同年3月11日に締結していた。	不適切事項については、担当者等が工期末までに必要な契約事務を確認することが徹底されていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進捗管理表を定期的に課内で共有をすることによりチェック体制を強化し、複数職員によるスケジュール管理の徹底により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁平塚水道営業所	令和7年7月29日（令和7年4月15日及び同月16日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、給水装置工事に係る監督事務費1件、18,600円について、納付期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、掘削許可書の取下げを行えば監督事務費が消滅するものと担当者が誤って認識していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、交付された納入通知書は速やかに管理・料金課に提出するとともに、支障や疑義があれば管理職に相談することを営業所職員に周知徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県企業庁海老名水道営業所	令和7年7月14日（令和7年2月7日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、企海第23号海老名水道営業所非常用貯水タンク清掃工事業務委託契約（契約額1,001,000円）について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を	不適切事項については、工事関係通知や指名競争入札に対する理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、工事関係通知や指名競争入札に対する正しい理解を共有する

		指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。	とともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所	令和7年9月9日（令和7年5月7日及び同月8日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、行政資産の使用許可に係る使用料50件、2,221,867円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 支出事務において、緊急かつ予期しなかった経費として職員が立て替えて支払ったタクシー借上代1件、6,600円について、立替金の限度額を超えて支出していた。</p> <p>3 契約事務において、道志第3発電所上水槽除塵設備修理工事ほか10件（契約額計133,002,100円）及び相模川水系ダム管理事務所管内流芥処理工事（その4）（単価契約、支払額2,648,888円）について、平成21年3月31日付け神奈川県公共工事入札・契約制度改善推進会議議長通知等に反し、予定価格が工事の請負にあっては250万円、工事系委託及び一般委託にあっては100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p> <p>4 庶務事務において、執務時間中に体調を崩した職員に係る年次休暇又は療養休暇に関する手続及び当該職員に付き添った職員に係る旅行命令に関する手続が行われていなかった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所（以下「管理事務所」という。）において、一般廃棄物等収集運搬処理業務委託契約の積算に当たり、可燃ごみ等の予定数量が処理の実態を反映した適切なものとなっていなかった。</p> <p>（以下令和7年10月8日神奈川県監査委員公表第17号中、第7監査の結果3(1)イのとおり）</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、進行管理が所属として不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理を複数名で行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 支出事務については、立替金の限度額について一人につき5,000円と、所属として誤って解釈したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、立替金の限度額について改めて事務所職員に周知徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 契約事務については、契約後に必要な事務処理の確認が所属として不十分であったことによるものであり、契約結果は令和7年11月11日に公表した。 今後は、このようなことがないように、事務手続についての理解向上を図るとともに、入札情報システムで公表した画面を印刷しチェックリストに添付することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>4 庶務事務については、休暇申請及び旅行命令手続の必要性について職員の認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、サービスの適正な取扱いについて周知徹底し、休暇申請及び旅行命令を確実に行うよう徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>要改善事項については、一般廃棄物等収集運搬処理業務委託の積算に当たり、予定数量を見直し、実績数量を反映することとした。</p>

<p>神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所</p>	<p>令和7年3月14日及び同年5月9日（令和7年3月13日及び同月14日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 支出事務において、令和6年度の早川発電所の放流警報線に係る電柱への添架料1件、1,760円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、必ず複数職員による確認体制をとるとともに、請求書を受理した時点から支払手続が終了するまでエクセル上で進行管理を行い、漏れ・誤認等が発生しないよう確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
----------------------------	--	--	---